

掛川市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成28年12月20日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員
1	西大淵174号線	西大淵字丸池3306	西大淵字田町裏4284	新	4.5m～24.6m
				旧	4.5m～24.6m